



茨城県報 第549号

平成6年5月19日

木曜日

目次

告 示

	ページ
●町の区域の指定(地方課).....	1
●換地計画の決定(農地管理課).....	5
●道路の区域の変更(道路維持課).....	5
●道路の供用の開始(2件)(").....	6
●廃川敷地等の発生(河川課).....	6
●徴収事務の委託(港湾課).....	6
●土地区画整理組合の設立の認可(都市整備課).....	7
●徴収事務の委託(公園街路課).....	7
●換地処分の公告(4件)(土地改良事務所).....	8

公 告

●基本測量の実施(用地課).....	8
●宅地開発事業の工事完了(建築指導課).....	9
●開発行為の工事完了(5件)(").....	9

訓 令

●茨城県庁議等規程の一部を改正する訓令(企画調整課).....	10
---------------------------------	----

正 誤

●平成6年4月28日付け茨城県報第544号中.....	11
-----------------------------	----

告 示

茨城県告示第645号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により土浦市長から住居表示の実施に伴い、同市内の町の区域を次のとおり設定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る町の区域の設定の効力は平成6年5月30日から生ずるものである。

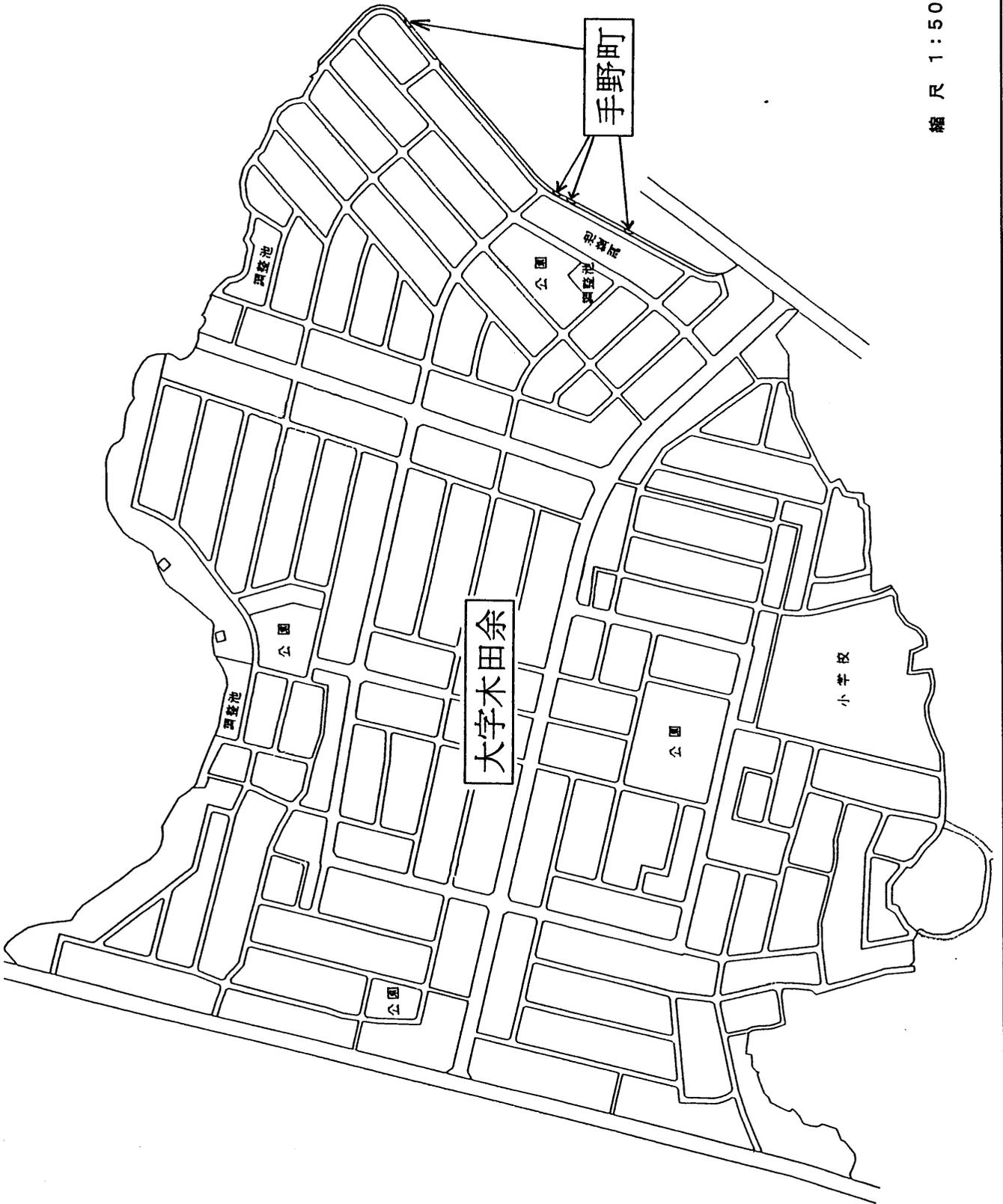
平成6年5月19日

茨城県知事 橋 本 昌

変更調書

街区方式による住居表示実施のため、別図1に示す字の区域及び名称を別図2の示すとおり設定する。

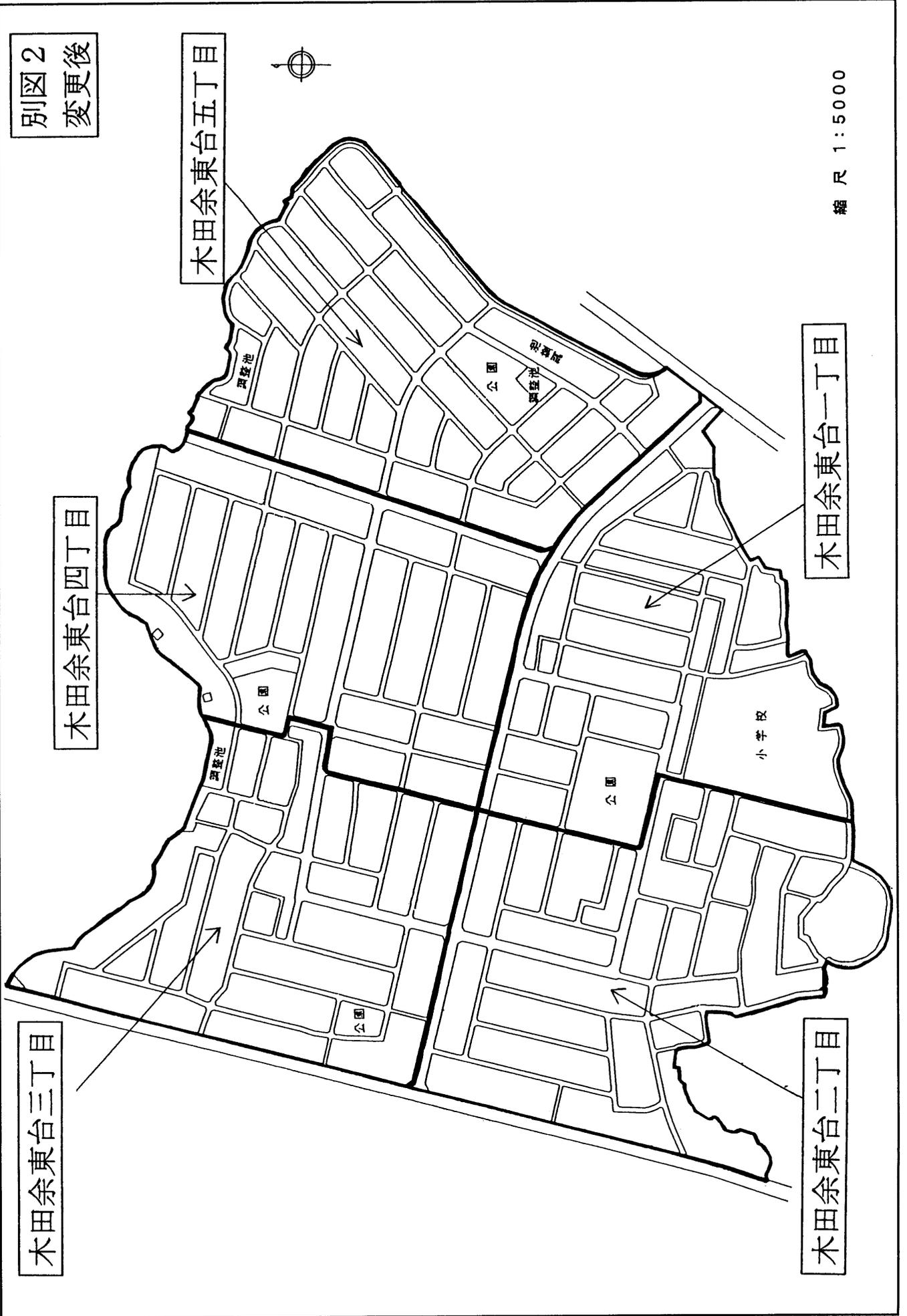
別図1
変更前



縮 尺 1 : 5 0 0 0

別 図 2
変 更 後

縮 尺 1 : 5 0 0 0



別図の説明

町の区域の境界図は、これを新町名ごとに説明すれば次のとおりである。

変更前の大字名	区 域 の 説 明	変 更 後 の 町 名
木田余の一部	市道木田余96号線北側～県道牛渡馬場山土浦線西側～筆界～市道木田余185号線南側～市道木田余187号線南側～筆界～市道木田余177号線東側～市道木田余189号線南側～市道木田余190号線東側～市道木田余163号線北側～市道木田余168号線東側で囲まれた区域	木田余東台一丁目
木田余の一部	市道木田余96号線北側～市道木田余168号線東側～市道木田余163号線北側～市道木田余190号線東側～市道木田余207号線東側～市道木田余206号線南側～筆界～市道木田余200号線西側～筆界～市道木田余202号線西側～市道木田余162号線南側～筆界～市道1級18号線東側で囲まれた区域	木田余東台二丁目
木田余の一部	市道木田余15号線南側～市道木田余16号線南側～市道木田余21号線南側～市道木田余29号線南側～市道木田余17号線南側～筆界～市道木田余33号線東側～市道木田余79号線東側～市道木田余71号線南側～市道木田余83号線東側～市道木田余82号線東側～市道木田余96号線北側～市道1級18号線東側で囲まれた区域	木田余東台三丁目
木田余の一部	市道木田余17号線南側～市道木田余40号線東側～市道木田余96号線北側～市道木田余82号線東側～市道木田余83号線東側～市道木田余71号線南側～市道木田余79号線東側～市道木田余33号線北側～筆界で囲まれた区域	木田余東台四丁目
木田余 手野町の各一部	市道木田余17号線南側～市道木田余42号線北側～市道木田余44号線北側～中貫都市下水路西側～県道牛渡馬場山土浦線西側～市道木田余96号線北側～市道木田余40号線東側で囲まれた区域	木田余東台五丁目

なお、木田余東台一丁目から四丁目の区域の説明のうち、筆界とあるのは次の地番による。

変更後の町名	筆 界 と な る 地 番			隣接する字
	大 字	字	地 番	
木田余東台一丁目	木田余	東 基	396802, 396501, 3963, 394801の一部	大字木田余
木田余東台二丁目	木田余	御 冥 初買場	3858, 384601の一部 316901, 317001, 471402, 471501	大字木田余
木田余東台三丁目	木田余	宝 積 宮 脇	4736の一部 4524の一部	大字木田余
木田余東台四丁目	木田余	宝 積 宮 脇	4736の一部 4524の一部	大字木田余

茨城県告示第646号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業菅谷地区第5換地区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 6 年 5 月 19 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 6 年 5 月 19 日から平成 6 年 6 月 15 日まで
- 3 縦覧場所
那珂町役場

茨城県告示第647号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成 6 年 5 月 19 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 6 年 5 月 19 日

茨城県知事 橋 本 昌

路線名	区 間	旧新の別	敷 地 の 幅 員	延 長	摘 要
国道 3 5 4 号	猿島郡境町大字伏木 209番9地先から	旧	最大 最小 メートル 35.0 10.2	メートル 2,849	歩 道 新 設
	岩井市大字三1155番1地先まで	新	最大 最小 35.0 12.1	2,849	
国道 3 5 4 号	岩井市大字三1155番1地先から	旧	最大 最小 12.2 10.1	18	交 換
	岩井市大字三1155番1地先まで	新	最大 最小 11.7 11.7	18	
国道 3 5 4 号	岩井市大字三1155番1地先から	旧	最大 最小 10.1 9.0	242	歩 道 新 設
	岩井市大字三1084番1地先まで	新	最大 最小 13.1 12.0	242	

茨城県告示第648号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成6年5月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成6年5月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 3 5 4 号
- 2 供用開始の区間 岩井市大字三 1 6 1 番 1 地先から
岩井市大字三 3 1 9 番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 6 年 5 月 19 日

茨城県告示第649号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成6年5月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成6年5月19日

茨城県知事 橋 本

- 1 路 線 名 一般国道 1 2 4 号
- 2 供用開始の区間 鹿島郡鹿島町大字佐田字野境 6 2 7 番 1 から
鹿島郡鹿島町大字宮中字東山 3 1 4 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成 6 年 5 月 20 日

茨城県告示第650号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県大宮土木事務所において縦覧に供する。

平成6年5月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 河川の名称 那珂川水系一級河川早戸川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成 6 年 5 月 19 日
- 3 廃川敷地の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
勝田市枝川字梶作 1 4 9 8 番 2	土 地	1 7 1 m ²

茨城県告示第651号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成6年5月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 受託者
大洗埠頭開発株式会社
- 2 受託に係る使用料
茨城県港湾施設管理条例（昭和34年茨城県条例第3号）第13条に規定する大洗港魚釣園に係る使用料
- 3 委託期間
平成6年4月1日から平成7年3月31日まで

茨城県告示第652号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき第2期山崎工業団地土地区画整理組合の設立については、次のとおり認可したので同法第21条第3項の規定により告示する。

平成6年5月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 組合の名称
第2期山崎工業団地土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成6年5月19日から平成9年3月31日まで
- 3 施行地区
那珂湊市阿字ヶ浦町字猪谷津，字山崎，字多門野，字孫根の各一部
〃 部田野字山崎の各一部
- 4 事務所の所在地
那珂湊市和田町二丁目12番1号
那珂湊市役所企画部地域開発課内
- 5 設立認可の年月日
平成6年5月19日
- 6 事業年度
初年度は設立認可の日から翌年3月31日まで
次年度からは4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
那珂湊市役所掲示板にて掲示

茨城県告示第653号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成6年5月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 受託者
神栖町
- 2 委託に係る使用料
茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第7条第1項に規定する港公園の有料公園施設の使用料の徴収事務

3 委託期間

平成 6 年 4 月 1 日から平成 7 年 3 月 31 日まで

茨城県告示第654号

平成 6 年 2 月 18 日付け土土改指令第 1 号で認可した大木曾地区の更正換地計画については、土浦市外十五ヶ町村土地改良区から換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 4 項の規定により公示する。

平成 6 年 5 月 19 日

茨城県土浦土地改良事務所長 片 山 栄 三

茨城県告示第655号

平成 6 年 3 月 31 日付け江土改指令第17号で認可した小野川沿岸地区の更正換地計画については、小野川沿岸土地改良区から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 4 項の規定により公示する。

平成 6 年 5 月 19 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 間 宮 松 郎

茨城県告示第656号

平成 6 年 3 月 31 日付け江土改指令第16号で認可した君山地区の更正換地計画については、小野川沿岸土地改良区から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 4 項の規定により公示する。

平成 6 年 5 月 19 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 間 宮 松 郎

茨城県告示第657号

平成 6 年 3 月 24 日付け江土改指令第12号で認可した岡見結束地区の更正換地計画については、土浦市外十五ヶ町村土地改良区から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 4 項の規定により公示する。

平成 6 年 5 月 19 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 間 宮 松 郎

公 告

◎基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第 4 条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨建設省国土地理院長から通知があったので、同法第14条第 3 項の規定により公示する。

平成 6 年 5 月 19 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測量機関

建設省国土地理院

2 作業種類

基本測量(精密測地網高度基準点測量)

3 作業実施期間

平成 6 年 7 月 1 日から平成 7 年 2 月 28 日まで

4 作業地域

北茨城市, 高萩市, 日立市, 水戸市, 笠間市, 土浦市, つくば市, 結城市, 牛久市

久慈郡大子町

那珂郡山方町, 同大宮町、同瓜連町, 同東海村

東茨城郡常北町, 同茨城町, 同大洗町

西茨城郡岩瀬町, 同岩間町

猿島郡猿島町, 同総和町

新治郡出島村, 同玉里村

行方郡麻生町

鹿島郡銚田町, 同大洋村, 同鹿島町, 同神栖町

北相馬郡守谷町

筑波郡伊奈町

稲敷郡阿見町, 同桜川村

◎宅地開発事業の工事完了

茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例(昭和47年茨城県条例第46号)第9条の設計確認に係る宅地開発事業について、次の地域の工事が完了したので、同条例第16条第3項の規定により公告する。

平成 6 年 5 月 19 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡出島村大字西成井字大久保 1 2 4 番 2, 1 2 4 番 3 6, 1 2 5 番 1, 1 2 5 番 3

2 事業主の住所及び氏名

東京都文京区本郷 3 丁目 2 3 番 1 4

トーマン住建株式会社

代表取締役 高 橋 敏 剛

◎開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成 6 年 5 月 19 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土浦市大字粕毛字神ノ前 7 0 4 番 2, 7 0 5 番 2, 同番 3

2 事業主の住所及び氏名

土浦市田中 1 丁目 1 番 4 号

土浦農業協同組合

代表理事 高 寄 源之助

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡神栖町大字息栖字稲荷 2 8 8 5 番 2 4 0, 同番 2 4 1

2 事業主の住所及び氏名

下館市大字二木成 8 2 7 番地 5

関彰商事 株式会社

代表取締役 関 正 夫

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡那珂町戸崎字冲山 1 5 0 1 番 1, 1 5 0 2 番 1, 1 5 0 3 番, 1 5 1 2 番 1, 1 5 1 4 番 4, 飯田字戸崎
前 3 4 8 3 番 1

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡那珂町戸崎 1 5 1 2 - 2

池 崎 隆 信

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくば市大字上大島字神明 1 8 9 6, 1 8 9 5, 1 8 9 4 - 2, 1 8 6 3 - 1 の一部

2 事業主の住所及び氏名

東京都港区虎ノ門 3 - 1 8 - 1 9

秀和第二神谷町ビル 1 1 階

エアプロダクツジャパン株式会社

代表取締役 カミンズ アンドリュウ

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡三和町大字間中橋字結姓寺西 5 番 5, 5 番 1 9 5, 5 番 1 9 7

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡総和町大字小堤字原 2 1 4 9 番 1

株式会社 ショウナン

代表取締役 松 尾 兵 太

訓 令

茨城県訓令第10号

茨城県庁議等規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 6 年 5 月 19 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県庁議等規程の一部を改正する訓令

茨城県庁議等規程(昭和41年茨城県訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「調整会議」を「庁議調整会議」に改める。

第4条第3項中「総務部知事公室広報課長」を「総務部知事公室広報広聴課長」に改める。

第5条第1項中「及び報告事項」を「報告事項及び協議事項」に改め、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 協議事項として審議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 第2項各号及び第3項各号に掲げる事項で、庁議において決定又は報告する前に、全庁的な協議調整を要する事項

(2) その他知事が必要と認める事項

第7条第2項中「及び報告事項」を「報告事項及び協議事項」に改め、同条第3項を削る。

第9条第2項中「調整会議」を「庁議調整会議」に改める。

「第3章 調整会議」を「第3章 庁議調整会議」に改める。

第10条中「調整会議」を「庁議調整会議」に改める。

第11条第1項中「調整会議」を「庁議調整会議」に、「総務部知事公室広報課長」を「総務部知事公室広報広聴課長」に改め、同条第2項中「調整会議」を「庁議調整会議」に改める。

第12条中「調整会議」を「庁議調整会議」に、同条第1項第1号を次のように改める。

(1) 第5条第2項各号及び第4項各号に掲げる事項

第13条及び第14条の規定中「調整会議」を「庁議調整会議」に改める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

正 誤

●平成6年4月28日付け茨城県報第544号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
8	上から42	平成 年 月 日	平成6年4月28日
9	上から16	平成 年 月 日	平成6年4月28日



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は線下発行) (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)